

監獄教誨の誕生

—明治前期の国家・仏教・統治—

繁田 真爾

日本で監獄制度が確立したのは明治一〇年代後半のことである。その後、明治二〇年代を通じて、浄土真宗が「監獄教誨」事業をほぼ独占するようになつた。おそらくそのことと関係して、監獄教誨は真宗教団によつて創始されたというのがこれまでの通説であつた。近代佛教史研究の第一人者である吉田久一も、その主著のひとつで、真宗をはじめとする佛教界の動向を中心で監獄教誨の歴史を描いてみせた(『日本近代佛教社会史研究』一九九一年)。しかし実際の歴史に照らしてみれば、真宗が監獄教誨を創始したという理解は正確とはいえない。それでは、近代日本において監獄教誨はどういうに成立したのだろうか? 明治二〇年代における「変容」に注意しつつ、その成立過程を概観することが、本報告のねらいである。

しかし明治二〇年代後半になると、キリスト教に対抗して、真宗が教誨師派遣を活発化させた。たとえば明治二四年頃から、各地で真宗の「教誨師連合会」や「教誨師会議」が多数結成・開催された様子が確認できる。その結果、真宗の教誨師が全体の八四%超を占めるに至つた(明治二七年時点)。また真宗進出の背景には当時のナショナリズムの高揚もあつたが、そのことが「北海道集治監不敬事件」(一八九二年)や「巣鴨監獄教誨師事件」(一八九八年)など、監獄事業をめぐる仏基の「衝突」を引き起こすことになつた。その後、原は「東京出獄人保護所原寄宿舎」、留岡は「家庭学校」をそれぞれ開設することになつたが、彼らが「監獄」制度の中心から離れたところに社会的実践の場を見出していったことは、近代日本の監獄教誨の性格を考えうえで、大変示唆的だと思う。

総じて言えば、明治二〇年代前半までの「監獄教誨」は、基本的には国家の行刑制度の枠内にはありつつも、犯罪者や囚人パネル

けた国家的取り組みに参画していくつた。

そうしたキリスト教の監獄改良事業が最盛期を迎えたのは、明治二〇年代前半の、北海道においてであつた。彼らは北海道の各集治監で、苛酷で悲惨な囚人労働を目撃した。そのリアリティが、キリスト教教誨師を監獄改良に駆り立てていく大きな原動力になつたと考えられる。たとえば原は、釧路集治監のアトサヌプリ硫黄山で囚人労働の廃止に取り組み、それを実現した。また、同じ時期に空知分監のキリスト教教誨師として赴任し、北海道中央道路の凄惨な建設現場を目撃した留岡幸助の活動も重要だろう。

真宗に先駆けて監獄教誨に本格的に取り組み、その制度化にあたつて重要な役割を果たしたのは、明治一〇年代後半のキリスト教(徒)だった。なかでも、日本最初のキリスト教常勤教誨師であり、のちに「出獄人保護事業の父」といわれた原胤昭(一八五三一一九四二)の活動が重要である。個人教誨を日本で初めて導入したという原の活動は、条約改正の条件のひとつとして列強から求められた監獄改良の方針にも沿うものであり、原は政府の命を受けて各地の監獄を視察し、監獄改良に向

に対する主体の懲戒・矯正という契機は、まだ希薄であった。むしろ、そのころ活躍したキリスト教教説師たちの主要な目標は、苛酷な囚人労働の廃止や獄内環境の改善など、いわゆる「監獄改良」の実現に向けられていた。その後明治二〇年代後半、キリスト教の後退（真宗の進出）とともに、「監獄教説」は主体の懲戒・矯正を主眼とする性格を強めていったと考えられる。そして主体の懲戒や矯正をめざす近代的統治全体のなかで、監獄教説は、「宗教」がもつとも積極的に自らの特性を發揮しうる領域の一つだったといえよう。その意味で、「監獄教説」の誕生を問うことは、近代日本の統治権力がいかなる性格のものであり、そのシステムの内部に「宗教」がどのように自らを位置づけていったか、その始原と歴史を探る好適な事例だと考えられるのである。

明治中期における日本仏教の言説的地位 ——仏教公認運動を中心に——

オリオン・クラウタウ

仏教者による「公認教制」の導入は、一八八九年の憲法発布の直後に初めて主張され、宗教法案が貴族院に否決されるまで、約一〇年間も語られ続けるものである。「耶蘇教」への批判は、少なくとも幕末期から仏教者における主要な課題となり、「切支丹禁制」の高札が撤去された一八七一年以降も、彼らはキリスト教が日本列島に流入する危険性について注意を喚

起し続けた。しかし一八八〇年代以降、「西洋」の学問や法的体系が日本に導入されるにつれて、それまでに展開されていたような「排耶論」が変貌することとなる。すなわち、「排耶論」は、「哲学」や「宗教」といった、普遍性を装うようなカテゴリーの枠組で展開されるようになったのである。一八八年には国会開設が宣布されると、「国家の元氣」を図るために「宗教」に関する議論が高まり、またそれは、明治政府が「不平等条約」の改正を目指して各国公使とのより積極的な交渉に取り組み、その実現に際して「内地雜居」なども避けられない事実として認識されるようになつた時期でもあつた。

一八九二年一九三年の議会において、内地雜居をめぐる議論がさらに展開すると、外国人の権利としての「信教の自由」も以前よりもまして問題視され、宗教法案の必要性も指摘されに至つた。一八九九年一二月にいよいよ、キリスト教・神道・仏教の三つの「宗教」に関する五三ヶ条の法案が貴族院に提出されたが、仏教界のほとんどは自らがキリスト教と共に法案によって規制されることを批判し、猛反発する。仏教界の取り組みの結果で一九〇〇年二月、宗教法案は貴族院において否決された。しかし、同年四月に第二次山県内閣はそれまでの「社寺局」を神社局と宗教局に分け、多くの単発法令によつて「宗教」を規定していくにつれ、仏教公認運動はほとんど消滅することとなる。この運動の内容は、柏原祐泉などの先学者によつて「徳川封建治下における幕藩体制下の仏教のあり方と全く一致するもの」であり、「思想史的にみるならば、決して近代的な思想的基盤に立つものでない」と厳しく批判されたものであ